

愛知文教女子短期大学非常勤講師に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知文教女子短期大学教職員勤務規程第2条第2項の規定に基づき、愛知文教女子短期大学（以下「本学」という。）の非常勤講師（以下「講師」という。）に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 講師の職務は、本学において委嘱した授業科目について授業を担当するものとする。

(採用)

第3条 学長は、本学の教育業務の必要に基づいて、適任と認めた者を講師として採用することができる。

- 2 講師の採用は、雇用期間を定めた委嘱辞令を交付して行う。
- 3 教員の格付けは愛知文教女子短期大学教員選考規程に基づいて決定するものとする。
- 4 学長は採用を決定したときは当該採用候補者に対し、委嘱依頼書を発するものとする。
- 5 採用の通知を受けた者は、就任承諾書を学長に提出しなければならない。

(雇用期間)

第4条 講師の雇用期間は、1年以内の期間をもって定める

- 2 契約の始期は採用発令日とし、契約の終期は通常その年度の末日とする。
ただし、所属長が必要と認める時は雇用契約を更新することができる。

(勤務時間)

第5条 講師は契約した担当授業時間を勤務時間とする。

(勤務日時の変更)

第6条 学校行事その他業務遂行上必要な特定の日においては、勤務日時を変更して勤務させることがある。

(出勤簿)

第7条 出勤の都度出勤簿に押印しなければならない。

(届出)

第8条 病気その他やむを得ない事由で雇用期間途中の退職または事務手続き上必要とする書類は速やかに届け出るものとする。

(給与)

第9条 学校法人足立学園非常勤講師給与規程に定める。

(通勤手当支給規程)

第10条 学校法人足立学園通勤手当支給規程に定める。

(その他)

第11条 服務規律、表彰、懲戒に関しては愛知文教女子短期大学教職員勤務規程による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。